

財 理 第 4 0 6 号
平 成 2 9 年 2 月 1 7 日

財政制度等審議会
会長 吉川 洋 殿

財務大臣 麻 生 太 郎

庁舎等使用調整計画について

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第4条第4項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

庁舎等使用調整計画

(平成 29 年 2 月 17 日諮問)

参 考	日本郵政本社ビルの入居官署について	1
議案第 1 号	中央合同庁舎（5号館・6号館）の庁舎等使用調整計画	2
議案第 2 号	下妻法務合同庁舎の庁舎等使用調整計画	4
議案第 3 号	長岡合同庁舎の庁舎等使用調整計画	5
議案第 4 号	清水合同庁舎の庁舎等使用調整計画	6
議案第 5 号	神戸航空衛星センター庁舎の庁舎等使用調整計画	7
議案第 6 号	四国森林管理局庁舎の庁舎等使用調整計画	8

議案第2号：下妻法務合同庁舎の庁舎等使用調整計画

水戸地方法務局下妻支局の退去に伴う空きスペースの活用

【下妻法務合同庁舎】



約 840㎡の空きスペース

〔所在地〕

茨城県下妻市下妻乙124-2

〔建物概要〕

昭和54年築 外

地上2階 外

建 1,120㎡／延 2,112㎡

〔使用官署〕

水戸地方検察庁下妻支部

670㎡

未使用部分

840㎡

〈使用調整の内容〉



入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
水戸地方検察庁下妻支部	約 390 m ²	拡充 平成31年度以降
茨城労働局 筑西公共職業安定所下妻出張所	約 450 m ²	移転 平成32年度以降
合計	約 840 m ²	



拡充による狭あい解消



借受解消（注）

（注）借受解消（約2,150㎡（土地））
借受料縮減（年額約 180万円）

議案第3号：長岡合同庁舎の庁舎等使用調整計画

北陸農政局長岡地域センターの退去に伴う空きスペースの活用

【長岡合同庁舎】

約 630㎡の空きスペース



〔所在地〕 新潟県長岡市千歳1-23-7	〔使用官署〕 関東信越国税局長岡税務署	2,000㎡
〔建物概要〕 平成23年築 外 地上7階 外 建 2,710㎡／延 11,053㎡	新潟地方法務局長岡支局 長岡公共職業安定所 長岡労働基準監督署 自衛隊新潟地方協力本部長岡出張所	1,940㎡ 910㎡ 610㎡ 150㎡
	未使用部分	630㎡

〈使用調整の内容〉



入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
北陸農政局 信濃川左岸流域農業水利事業所	約 540 ㎡	新設 平成29年度以降
共用会議室等	約 90 ㎡	転用 平成29年度以降
合計	約 630 ㎡	



新たな行政需要への対応(注)

(注) 国営水利システム再編事業「信濃川左岸流域地区」実施のため新設。

参 考 資 料

(庁舎等使用調整計画)

庁舎等使用調整計画等の対象事案（平成29年2月諮問）

議案	庁舎名	使用調整対象面積	備考（調整に伴う財政効果）
参考	日本郵政本社ビル	約 33,000㎡	借受解消（建物）： 約15,000㎡ → 年額約1,500百万円
1	中央合同庁舎第5号館	約 10,000㎡	借受解消（建物）： 約900㎡ → 年額約32百万円
	中央合同庁舎第6号館	約 8,200㎡	
2	下妻法務合同庁舎	約 840㎡	借受解消（土地）： 約2,150㎡ → 年額約2百万円
3	長岡合同庁舎	約 630㎡	
4	清水合同庁舎	約 1,460㎡	売却可能財産（土地）： 約1,820㎡ → 約2.1億円（台帳価格） 借受解消（建物）： 約60㎡ → 年額約2百万円
5	神戸航空衛星センター庁舎	約 13,900㎡	
6	四国森林管理局庁舎	約 560㎡	借受解消（建物）： 約340㎡ → 年額約11百万円
			借受解消（建物）： 約170㎡ → 年額約5百万円
合計（7事案：8庁舎）		約 68,590㎡	売却可能財産（土地）： 約1,820㎡ 借受解消（土地）： 約2,150㎡ 借受解消（建物）： 約16,470㎡ ➡ 約2.1億円（台帳価格） 年額約2百万円 年額約1,550百万円

（参考）平成19年6月から平成29年2月までの庁舎等使用調整計画の策定状況（90事案：100庁舎）及び財政効果（累計）

使用調整床面積： 約 206,000㎡

売却可能財産： （土地）約 108,500㎡ ⇒ 約 131.2億円の売却可能財産の創出

借受解消： （土地）約 15,000㎡ ⇒ 年額約 0.3億円の借受解消

（建物）約 54,100㎡ ⇒ 年額約 40.1億円の借受解消

業務委託料縮減： 年額約 7百万円

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和32年法律第115号）

（用語の定義）

第2条（略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第4条 財務大臣は、第3条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第10条第1項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3（略）

4 財務大臣は、第1項及び第2項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7（略）